

令和 6 年度

地方公共団体金融機構
財 務 諸 表

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 2 1
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 2
附属明細書	・ ・ ・ 2 3

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,700,180	債券	18,677,661
有価証券	272,000	借入金	529,500
現金預け金	908,700	金融商品等受入担保金	370,616
その他資産	6,527	その他負債	6,341
有形固定資産	2,807	賞与引当金	63
無形固定資産	3,583	役員賞与引当金	10
前払年金費用	25	退職給付引当金	78
		役員退職慰労引当金	11
		地方公共団体健全化基金	931,870
		基本地方公共団体健全化基金	931,870
		特別法上の準備金等	2,928,649
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	727,327
		利差補てん積立金	1,321
		負債の部合計	23,444,803
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	406,639
		一般勘定積立金	406,639
		評価・換算差額等	△ 32,029
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	449,020
資産の部合計	23,893,823	負債及び純資産の部合計	23,893,823

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	208,625
資金運用収益	191,146
役務取引等収益	62
その他業務収益	3
その他経常収益	17,413
地方公共団体健全化基金受入額	17,304
その他の経常収益	108
経常費用	125,816
資金調達費用	116,879
役務取引等費用	264
その他業務費用	3,744
営業経費	4,928
経常利益	82,808
特別利益	32,097
公庫債権金利変動準備金取崩額	30,000
利差補てん積立金取崩額	2,097
特別損失	78,673
公庫債権金利変動準備金繰入額	48,673
国庫納付金	30,000
当期純利益	36,232

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(令和7年3月31日)

(単位：百万円)

I 処 分 対 象 利 益		36,232
当 期 純 利 益	36,232	
前 期 繰 越 欠 損 金	-	
II 利 益 処 分 額		
積 立 金	36,232	36,232

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(令和7年3月31日)

(単位：百万円)

I 処 分 対 象 利 益		-
当 期 純 利 益	-	
前 期 繰 越 欠 損 金	-	
II 利 益 処 分 額		
積 立 金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	370,406	370,406	387,008	△18,926	57,808	425,891
当期変動額							
当期純利益	-	36,232	36,232	36,232	-	-	36,232
出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△13,103	-	△13,103
当期変動額合計	-	36,232	36,232	36,232	△13,103	-	23,129
当期末残高	16,602	406,639	406,639	423,241	△32,029	57,808	449,020

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	36,232
減価償却費	927
資金運用収益	△ 191,146
資金調達費用	116,879
賞与引当金の増加額	3
役員賞与引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加額	32
役員退職慰労引当金の減少額	△ 4
前払年金費用の増加額	△ 25
地方公共団体健全化基金の減少額	△ 17,304
公庫債権金利変動準備金の増加額	48,673
利差補てん積立金の減少額	△ 2,097
貸付金の純増(△)減	373,824
債券の純増減(△)	△ 272,557
借入金の純増減(△)	△ 800
資金運用による収入	190,265
資金調達による支出	△ 114,893
その他	△ 55,891
営業活動によるキャッシュ・フロー	112,118
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	1,982,900
有価証券の取得による支出	△ 2,050,400
有形固定資産の取得による支出	△ 342
無形固定資産の取得による支出	△ 1,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,787
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△ 30,000
公営競技納付金による収入	22,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,323
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の増加額	35,007
VI 現金及び現金同等物の期首残高	873,692
VII 現金及び現金同等物の期末残高	908,700

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 41 年～47 年 その他 2 年～20 年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5 年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む。）は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金（前払年金費用を含む。）は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 令和 2 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和 7 年度においては、「令和 7 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 7 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、2,000 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「【貸借対照表に関する注記】2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「【金融商品に関する注記】1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、当機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

907 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定	36,232 百万円
管理勘定	- 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和6年度においては「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和6年総務省・財務省令第6号)による改正後の「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金300億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【収益認識に関する注記】

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする令和 5 年度から令和 7 年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 4 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・令和 6 年度には、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円として定めた額の内、最終年度分として 300 億円を国に帰属させました。
- ・同様に、令和 6 年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金（2,000 億円）を国に帰属させることについては、国の令和 6 年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・令和 7 年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000 億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 7 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 20,738 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 20,992 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 7 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 3,837 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 3,864 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,700,180	21,197,673	△1,502,507
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	272,000	272,000	—
(3) 現金預け金	908,700	908,700	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	23,880,880	22,378,373	△1,502,507
(1) 債券	18,677,661	17,501,886	△1,175,775
(2) 借入金	529,500	518,032	△11,467
(3) 金融商品等受入担保金	370,616	370,616	—
負債計	19,577,777	18,390,534	△1,187,242
デリバティブ取引 (*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	102	102	—
デリバティブ取引計	102	102	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップ の振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,868,110	1,536,900	※3	※3
			150,930	150,930	102	※4
為替予約等 の振当処理	為替予約	外貨預金	—	—	※3	
合計			2,039,040	1,707,830	102	

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,777,570	1,745,215	1,699,225	1,633,913	1,571,802	6,185,416	6,365,063	1,657,683	64,288
有価証券 満期保有目的 のもの	272,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	908,700	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498	5,188,296	4,508,144	361,000	99,000
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600	13,000	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	102	—	102
デリバティブ取引計	—	102	—	102

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	—	—	21,197,673	21,197,673
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	—	272,000	—	272,000
(3) 現金預け金	—	908,700	—	908,700
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—	—
資産計	—	1,180,700	21,197,673	22,378,373
(1) 債券	—	17,501,886	—	17,501,886
(2) 借入金	—	518,032	—	518,032
(3) 金融商品等受入担保金	—	370,616	—	370,616
負債計	—	18,390,534	—	18,390,534

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和7年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	272,000	272,000	—
	小計	272,000	272,000	—
合計		272,000	272,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	45	百万円
退職給付費用	20	百万円
退職給付の支払額	-	百万円
制度への拠出額	9	百万円
前払年金費用	△21	百万円
期末における退職給付引当金	78	百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	212	百万円
年金資産	△233	百万円
	△21	百万円
非積立型制度の退職給付債務	78	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56	百万円
退職給付引当金	78	百万円
前払年金費用	△21	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56	百万円

(注) 貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が含まれております。

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	20	百万円
----------------	----	-----

勘定別情報（貸借対照表関係）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,908,218	2,791,962		22,700,180
有価証券	272,000			272,000
現金預け金	908,700			908,700
その他資産	4,940	1,587		6,527
有形固定資産	2,807			2,807
無形固定資産	3,583			3,583
前払年金費用	25			25
一般勘定貸		543,438	△ 543,438	
資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823
負債の部				
債券	16,129,614	2,548,047		18,677,661
借入金	529,500			529,500
金融商品等受入担保金	370,616			370,616
その他負債	3,858	2,483		6,341
賞与引当金	63			63
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	78			78
役員退職慰労引当金	11			11
地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
基本地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
管理勘定借	543,438		△ 543,438	
特別法上の準備金等	2,200,000	728,649		2,928,649
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		727,327		727,327
利差補てん積立金		1,321		1,321
負債の部合計	20,709,062	3,279,179	△ 543,438	23,444,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	406,639			406,639
一般勘定積立金	406,639			406,639
評価・換算差額等	△ 32,029			△ 32,029
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	391,211	57,808		449,020
負債及び純資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	146,392	66,139	△ 3,907	208,625
資金運用収益	128,631	62,514		191,146
役務取引等収益	62			62
その他業務収益	3			3
その他経常収益	17,413			17,413
地方公共団体健全化基金受入額	17,304			17,304
その他の経常収益	108			108
管理勘定事務受託費	282		△ 282	
一般勘定貸受取利息		329	△ 329	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,295	△ 3,295	
経常費用	110,160	19,564	△ 3,907	125,816
資金調達費用	97,885	18,993		116,879
役務取引等費用	215	49		264
その他業務費用	3,532	212		3,744
営業経費	4,901	26		4,928
管理勘定借支払利息	329		△ 329	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,295		△ 3,295	
一般勘定事務委託費		282	△ 282	
経常利益	36,232	46,575	-	82,808
特別利益	-	32,097	-	32,097
公庫債権金利変動準備金取崩額		30,000		30,000
利差補てん積立金取崩額		2,097		2,097
特別損失	-	78,673	-	78,673
公庫債権金利変動準備金繰入額		48,673		48,673
国庫納付金		30,000		30,000
当期純利益	36,232	-	-	36,232

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,012	2	2	1,012	531	18	480
土地	1,332	-	-	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	1,721	1,050	1,400	1,370	376	191	994
有形固定資産計	4,065	1,052	1,402	3,714	907	210	2,807
無形固定資産							
ソフトウェア	1,825	3,536	655	4,706	1,125	716	3,580
その他の無形固定資産	2,686	2	2,686	2	-	-	2
無形固定資産計	4,511	3,538	3,341	4,708	1,125	716	3,583

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第5回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月14日 ～令和2年1月21日	2,135,000	1,705,000 (500,000)	0.001 ～0.669	10年
政府保証債（国内債） 8年第6回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成28年9月27日 ～平成29年2月24日	120,005	-	0.001 ～0.095	8年
政府保証債（国内債） 4年第11回～第15回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和6年9月27日	220,136	300,026 (160,026)	0.001 ～0.494	4年
非政府保証公募債 5年第25回～第36回地方公共団体金融機構債券	平成31年4月18日 ～令和6年12月20日	149,000	170,000 (30,000)	0.001 ～0.809	5年
非政府保証公募債 第59回～第190回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和7年3月21日	3,128,000	3,098,000 (255,000)	0.049 ～1.643	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第117回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和7年1月24日	2,160,000	2,268,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和6年10月22日	233,000	266,000	0.446 ～2.253	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F 2 ～ 6、8 ～ 11、13 ～ 14、16、28、37、 43、45 ～ 47、49、51 ～ 52、55 ～ 56、5 9 ～ 68、71、73、76 ～ 80、82 ～ 85、88 ～ 90、93、95 ～ 98、102、104、107 ～ 109、112、115 ～ 125、128 ～ 134、1 36 ～ 139、142 ～ 143、145 ～ 152、15 6 ～ 164、166 ～ 169、172 ～ 174、176 ～ 179、181 ～ 185、188 ～ 198、200 ～ 210、213 ～ 217、219 ～ 222、224 ～ 2 28、230 ～ 234、236 ～ 243、245 ～ 25 0、252 ～ 256、258 ～ 263、265 ～ 27 0、273 ～ 276、278 ～ 288、291 ～ 29 8、301 ～ 308、310、318 ～ 319、332 ～ 333、339 ～ 341、343 ～ 345、348 ～ 354、356 ～ 360、368 ～ 369、374 ～ 3 79、385 ～ 389、392 ～ 395、398、40 0、404 ～ 406、409 ～ 411、420 ～ 42 4、426 ～ 443、445 ～ 454、457 ～ 53 0、532 ～ 559、561 ～ 564、566 ～ 834 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和7年3月27日	3,367,804	3,306,933 (357,000)	0.001 ～2.334	3年 ～40年
非政府保証公募債 F 2 1 1、F 2 4 4 回地方公共団体金融機構債券（変動 利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～44、47～48、58、64、67、69～ 98、100～107回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和7年1月16日	1,891,998	1,861,962 〔8,879百万米ドル〕 〔1,415百万豪ドル〕 〔4,880百万ユーロ〕 (331,132)	0.010 ～5.125	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	3,730	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A号第51回～第182回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和7年3月21日	1,810,000	1,660,000 (300,000)	0.069 ～1.673	10年
縁故債 B号第1回～第113回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和7年3月21日	745,500	853,000 (34,000)	0.069 ～1.673	10年
縁故債 C号第1回～第113回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和7年3月21日	975,000	1,107,000	0.190 ～2.329	20年
縁故債 D号第1回～第108回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和7年3月21日	1,190,000	1,340,000	0.190 ～2.329	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,239,175	18,049,652	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,985	84,988	2.070 ～2.290	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,985	84,988	-	-
非政府保証公募債 20年第9回～第25回公営企業債券	平成16年10月21日 ～平成20年6月16日	419,953	339,970 (99,997)	2.030 ～2.580	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,933	189,939	2.390 ～2.950	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	15,280	13,110 (2,170)	1.390 ～2.010	28年
公営企業債券小計	-	625,167	543,020	-	-
合 計	-	18,949,328	18,677,661	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債（外債）第43～44、47～48、58、64、67、69～98、100～107回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	83,400	88,000	0.107	令和7年9月3日～ 令和8年3月19日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	446,900	441,500	0.339	令和8年9月16日～ 令和22年3月16日
合 計	530,300	529,500	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	60	63	60	-	63
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
役員退職慰労引当金	15	9	13	-	11

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	708,654	48,673	-	30,000	-	727,327
合 計	2,908,654	48,673	-	30,000	-	2,927,327

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	926,499	22,676	-	17,304	-	931,870
合 計	926,499	22,676	-	17,304	-	931,870

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。